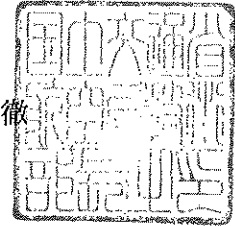




国空機第798号
平成21年12月22日

ST Aerospace Services Co Pte. Ltd.
Vice President / General Manager
Chew Sin Chor 殿

国土交通省航空局
技術部長 宮下 徹



整備作業の確実な実施について(業務改善勧告)

今般、我が国の航空運送事業者が運航するボーイング式777系列型機のうち3機において、客室酸素マスクが不適切な方法で収納され、適正に落下しない可能性があったという事案が発生した。

今回の事例は、貴社が受託した整備作業に起因する可能性が高いことから、平成21年12月2日～12月3日に航空法第134条第2項に基づく立入検査を実施した結果、業務の実施上不適切と思われる事例が確認されたことは誠に遺憾である。

このため下記の事項について、適切な業務実施の観点から改善するよう勧告するので、本不具合が起こった原因及び背景について調査するとともに、今後このような事態が起こらないよう、整備作業の実施体制の見直し等を含めた必要な再発防止策を検討のうえ、認定事業場として必要な措置を講じ、平成22年1月19日までに文書にて報告されたい。

記

1. 本件誤作業の再発防止を図るとともに、その他の作業についても誤作業及び検査時の見落としを防止するため、個々の作業に関する注意事項、留意点等を含む訓練を必要に応じて設定し、作業員、監督者、検査員等に必要な知識を付与すること。
2. 能力等に応じた作業員のアサインが行なわれるよう作業指示の明確化を図るとともに、正確な作業記録が残るように、制度の再検討を行うこと。
3. 業務規程で定められた作業の実施方法、品質管理制度について、認定事業場全体で統一した運用を徹底すること。

以上